

# 安城市備蓄計画



平成28年12月

(令和6年3月改定)

## 目 次

【はじめに】	1
1 基本的な考え方	2
2 備蓄品の支給対象者数	2
(1) 食料、飲料水	2
(2) 生活必需品、トイレ・衛生用品	2
3 備蓄品目と備蓄量の算定	3
(1) 主な備蓄品目	3
(2) 備蓄量算定の基礎数値となる本市の人口比率	3
(3) 備蓄量の算定	3
ア 食料・乳児用ミルク	3
イ 飲料水・給水袋	4
ウ 生活必需品	4
エ トイレ・衛生用品	5
4 配備場所（防災倉庫等）、備蓄品配備計画について	7
5 家庭内備蓄について	8
6 事業者等による備蓄について	9
7 協定による物資の調達（流通備蓄）について	10
8 救援物資について	12
<b>別紙</b> 備蓄品配備計画	13
<b>参考</b> 関係法規等	14

## 【はじめに】

本計画は、自助・共助の考え方を基本とし、市民等による日ごろからの食料、飲料水及び生活必需品等の市民備蓄と、公助として、市が事業者や団体等と協定を締結し災害時に調達する流通備蓄や、他市等との協定締結による救援物資、国や県からの救援物資及び市の備蓄により、市民等と市が共に災害に対応していくことを目標としています。

本市の備蓄品は、平成28年12月の備蓄計画策定以降、各地で起こった災害や被災者のニーズの多様化の状況を踏まえ、内容の充実を図ってまいりました。

しかしながら、本計画策定から7年が経過し、本市では策定当時より少子高齢化が進み、備蓄量算定の基礎となる人口構成が大きく変化してきています。また、近年、水害や地震災害が全国で頻発し、本市でも令和4年7月の大雨により時間最大雨量92.0ミリを観測し、河川の決壊や浸水等の被害が起きました。令和5年6月には、豊川水系流域において線状降水帯が発生し、激しい雨が長時間降り続いたため三河地方に大きな被害をもたらした。本市でも住家の浸水や車両の水没等の被害が起きました。

こうしたことから、今回、本計画について改めて記載内容を見直し、前述の「市民等と市が共に災害に対応していくこと」の実現に向け、備蓄体制の充実を目指し改訂を行いました。全国で災害が頻発しており、これらの経験を本計画に活かしていくため、今後は本計画を毎年更新していきます。

## 1 基本的な考え方

- 「自らの身の安全は自ら守る」ことが防災の基本であり、災害に備えた平常時からの市民備蓄を推進することとし、市の備蓄は流通備蓄や救援物資を考慮しながら、市民備蓄の補完的な役割を担います。
- 国は、大規模地震発生から3日間は家庭等の備蓄と被災地方公共団体における備蓄で対応することを想定し、4日目から7日目までに必要不可欠と見込まれる物資を緊急支援するとしています。このことから、災害発生後4日目以降は流通備蓄や救援物資が到着すると想定し、食料、飲料水、生活必需品等の主な物資を3日分備蓄します。
- 備蓄品の支給対象者数は、安城市地域防災計画（地震災害対策計画編）に基づく避難者数等としました。避難者数は、冬の夕方18時等の過去地震最大モデルの地震発生を想定し、建物の倒壊または断水により自宅での生活が困難となり避難生活を余儀なくされた方の人数を算定したものです。  

$$\text{避難者数} = (\text{全壊棟数} + \text{半壊棟数} \times 0.13) \times 1 \text{棟あたり平均人員} + \text{断水人口} \times \text{断水時生活困窮度}$$
- 本計画には、市が設置する公民館避難所、一般避難所、福祉避難所にて利用・配付される物品のうち、主な備蓄品の目標等を記載します。
- 乳幼児、高齢者などの要配慮者や女性の視点を取り入れた備蓄品を配備します。

## 2 備蓄品の支給対象者数（安城市地域防災計画 地震災害対策計画編より）

### （1）食料、飲料水

避難者区分	発災1日後	2日後※	3日後※	1週間後
避難所避難者	5,000人	6,400人	7,800人	13,400人
在宅避難者	3,300人	4,967人	6,633人	13,300人
帰宅困難者	4,200人	4,200人	4,200人	—
合計	12,500人	15,567人	18,633人	26,700人

支給対象者数 延46,700人

※2日後、3日後については、発災1日後と1週間後からの按分した数字

### （2）生活必需品、トイレ・衛生用品

避難者区分	人数	備考
避難所避難者	13,400人	発災1週間後

### 3 備蓄品目と備蓄量の算定

#### (1) 主な備蓄品目

食料等	食料、乳児用ミルク、哺乳瓶、飲料水、給水袋
生活必需品	毛布、エアーマット・敷シート、乳児用コット、プライベートルーム、簡易ベッド、パーティション、ブルーシート、発電機
トイレ・衛生用品	マンホールトイレ、簡易トイレ、携帯トイレ、トイレ用照明、除菌消臭剤、トイレトーパー、紙おむつ、尿取りパッド、おしりふき、生理用ナプキン、ウェットティッシュ、マスク、手指消毒液

#### (2) 備蓄量算定の基礎数値となる本市の人口比率（令和5年4月1日現在）

備蓄品	人口比率
食料（ビスケット、アルファ化米）	95.12%（2歳～84歳）
食料（お粥）	4.13%（1歳、85歳以上）
乳児用ミルク	0.75%（0歳）
紙おむつ（子ども用）、おしりふき	3.19%（0歳～3歳）
紙おむつ（大人用）、尿取りパッド、おしりふき	3.19%（要支援1以上）
生理用ナプキン	27.62%（10歳～55歳女性）

#### (3) 備蓄量の算定

##### ア 食料・乳児用ミルク

3日分（延46,700人）を1人1日3食として算定します。

また、多様な避難者のため、食品に注意が必要な人が市備蓄食料を予め確認できるよう、特定原材料等（アレルギー物質）使用状況や製品名、販売者名等を市公式ウェブサイトに掲載します。

##### (ア) 食料（1歳以上）

調理の必要が無く手軽に食べられるビスケット、その他にアルファ化米を備蓄します。また、柔らかい食料が必要な人（高齢者等）向けにお粥を備蓄します。ビスケット、アルファ化米（お粥含む）は、すべてアレルギー対応（特定原材料等28品目不使用）とします。

（備蓄食料 合計 139,050食＝3食×3日間延46,700人×1歳以上99.25%）

（ // 一般向け 133,263食＝3食×3日間延46,700人×2歳～84歳95.12%）

（ // 必要な人向け 5,787食＝3食×3日間延46,700人×1歳、85歳以上4.13%）

○3日間延46,700人の1日3食分 139,050食の内訳  
 《一般》ビスケット : 59,228食 } 計133,263食  
 アルファ化米 : 74,035食 }  
 《必要な人》お粥(アルファ化米) : 5,787食

(イ) 乳児用ミルク(0歳)

アレルギーに対応している粉ミルクと、洗浄・消毒が不要な使い捨て哺乳瓶を備蓄します。授乳を1回200ml、1日6回と想定し算定します。

(0歳 延351人=3日間延46,700人×0.75%)

○粉ミルク(アレルギー対応)

延351人×2箱(1箱600ml分)=702箱

\*液体ミルクの備蓄は、アレルギー対応品販売開始後を検討しています。

○哺乳瓶(使い捨て)

延351人×6本=2,106本

イ 飲料水・給水袋

(ア) 飲料水

3日分(延46,700人)を1人1日3Lとして算定します。そのうち、半分の1.5Lは子どもや高齢者が扱いやすいよう500mlペットボトルにて備蓄し、残り1.5Lは各避難所の受水槽、応急給水栓、給水車にて対応します。受水槽、応急給水栓のどちらもない避難所については、給水車にて対応します。

延46,700人×1日3本(500ml)=140,100本

(イ) 給水袋

発災1日後の断水率86%(安城市地域防災計画 地震災害対策計画編)から、1世帯1枚として算定します。

全世帯数78,352世帯×86%=67,383枚

ウ 生活必需品

避難所避難者13,400人分を備蓄します。

○毛布

13,400人×1枚/人=13,400枚

○エアーマット等

エアーマットまたは敷シート 13,400人×1枚/人=13,400枚

乳児用コット(生後6か月未満) 62避難所×3個=186個

### ○プライベートルーム

多目的用として、各避難所に5基（福祉避難所以外の収容人数100人未満の避難所は除く。収容人数500人以上の避難所は15基、500人増す毎に10基増）備蓄します。

$$(40\text{避難所}\times 5\text{基})+(15\text{避難所}\times 15\text{基})+(1\text{避難所}\times 25\text{基})+(1\text{避難所}\times 35\text{基})=485\text{基}$$

### ○簡易ベッド

要配慮者用等として、福祉避難所は10基、その他の避難所は3基（収容人数500人以上の避難所は6基、500人増す毎に3基増）備蓄します。

$$\text{福祉避難所} : 8\text{避難所}\times 10\text{基}=80\text{基}$$

$$\text{その他避難所} : (37\text{避難所}\times 3\text{基})+(15\text{避難所}\times 6\text{基})+(1\text{避難所}\times 9\text{基})+(1\text{避難所}\times 12\text{基})=222\text{基}$$

$$\text{合 計} : 80\text{基}+222\text{基}=302\text{基}$$

### ○パーティション

要配慮者用等として、福祉避難所は50個、その他の避難所は10個（収容人数100人未満の避難所は除く。収容人数500人以上の避難所は20個、500人増す毎に10個増）備蓄します。

$$\text{福祉避難所} : 8\text{避難所}\times 50\text{個}=400\text{個}$$

$$\text{その他避難所} : (32\text{避難所}\times 10\text{個})+(15\text{避難所}\times 20\text{個})+(1\text{避難所}\times 30\text{個})+(1\text{避難所}\times 40\text{個})=690\text{個}$$

$$\text{合 計} : 400\text{個}+690\text{個}=1,090\text{個}$$

### ○ブルーシート

ブルーシート（1枚3.6m×5.4m）は、避難所敷設用に加え、半壊建物用にも備蓄します。

$$\text{避難所敷設用} : 1\text{人}2\text{m}^2\text{として各避難所の面積より算出} \quad 2,475\text{枚}$$

$$\text{半壊建物用} : 1\text{棟に}1\text{枚、}5,850\text{棟分（安城市地域防災計画 地震災害対策計画編）備蓄します。}$$

$$\text{合 計} : 2,475\text{枚}+5,850\text{枚}=8,325\text{枚}$$

### ○発電機（ガソリン式）

各避難所に2基（収容人数500人以上の避難所は7基、500人増す毎に5基増）備蓄します。また、各福祉避難所に1基追加します。

$$(45\text{避難所}\times 2\text{基})+(15\text{避難所}\times 7\text{基})+(1\text{避難所}\times 12\text{基})+(1\text{避難所}\times 17\text{基})+(8\text{福祉避難所}\times 1\text{基})=232\text{基}$$

## エ トイレ・衛生用品

避難所避難者13,400人分を備蓄します。

### (ア) トイレ・トイレ用品

トイレは、50人毎に1基として算定します。（「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（平成28年4月内閣府発行）より）

## 下水道使用可能時

### ○マンホールトイレ

車椅子対応用：(48避難所+体育館2箇所+安城公園)×1基=51基

男性用小便器(4人用/基)：(48避難所+体育館2箇所+安城公園)×1基=51基

一般用：(48避難所+体育館2箇所+安城公園)×3基=153基

合計：51基+51基+153基=255基

※マンホールトイレは、収容人数100人未満の一般避難所、下水道未敷設避難所には設置しません。

## 下水道使用禁止時、収容人数100人未満等の一般避難所

### ○簡易トイレ

車椅子対応用は各避難所2基、一般用は3基(収容人数500人以上の避難所は13基、500人増す毎に10基増)備蓄します。

車椅子対応用：62避難所×2基=124基

一般用：(45避難所×3基)+(15避難所×13基)

+ (1避難所×23基)+(1避難所×33基)=386基

合計：124基+386基=510基

### ○携帯トイレ

3日分を1人1日5回排泄として算定します。(「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」より)

13,400人×3日×5回=201,000枚

### ○トイレ用照明(ランタン)

(510基+安城公園5基)×2個(内・外)=1,030個

### ○除菌消臭剤

トイレ1基につき1個を備蓄します。

(510基+安城公園5基)×1個=515個

### ○トイレトーパー

1人1日9m(「1週間で1人1ロール(市販60m)」経済産業省webより)、1ロール130m(備蓄用)として算定し、1箱(48ロール入)単位で備蓄します。

避難所毎に収容人数から算出 85箱

### (イ) 紙おむつ・衛生用品等

3日分を備蓄します。また、紙おむつ交換の負担を軽減するため、大人用に尿取りパッドも備蓄します。

(延40,200人=13,400人×3日)



○紙おむつ（0歳～3歳）

テープ式、パンツ式の紙おむつを1人1日8枚として算定します。

$$40,200人 \times 3.19\% \times 8枚 = 10,260枚$$

○紙おむつ（要支援1以上）

テープ式・パンツ式兼用紙おむつや紙パンツを、1人1日2枚として算定します。

$$40,200人 \times 3.19\% \times 2枚 = 2,565枚$$

○尿取りパッド（要支援1以上）

1人1日6枚として算定します。

$$40,200人 \times 3.19\% \times 6枚 = 7,695枚$$

○おしりふき（0歳～3歳、要支援1以上）

1人1日19枚（小便7回 2枚/回、大便1回5枚）として算定します。

$$40,200人 \times (3.19\% + 3.19\%) \times 19枚 = 48,731枚$$

○生理用ナプキン（10歳～55歳女性）

1人1日8個、4週に1回として算定します。

$$40,200人 \times 27.62\% \div 4週 \times 8個 = 22,207個$$

○ウェットティッシュ

3日分を1人1個（20枚入）として算定します。

$$13,400人 \times 1個 = 13,400個$$

○マスク

1人1日1枚として算定します。

$$40,200人 \times 1枚 = 40,200枚$$

○手指消毒液

福祉避難所は10本、その他の避難所は5本（収容人数500人以上の避難所は10本、500人増す毎に5本増）備蓄します。（1本1L）

福祉避難所 : 8避難所  $\times$  10本 = 80本

その他避難所 : (37避難所  $\times$  5本) + (15避難所  $\times$  10本) +

(1避難所  $\times$  15本) + (1避難所  $\times$  20本) = 370本

合 計 : 80本 + 370本 = 450本

#### 4 配備場所（防災倉庫等）、備蓄品配備計画について

備蓄品は、各指定避難所の防災倉庫等と拠点防災倉庫（中央防災倉庫、北防災倉庫、西防災倉庫、旧勤労福祉会館）に配備します。

詳細については、別紙（P13）のとおりです。

## 5 家庭内備蓄について

家庭内備蓄として、家族構成に合わせ最低3日分、できれば1週間分の食料や1人1日3L以上の飲料水等の備蓄を啓発していきます。いつもの食料や加工品等を少し多めに日ごろから用意し、使った分を買い足すローリングストック法など、家庭内備蓄に取り組みやすい方法も啓発します。

また、避難所等に避難する場合を想定し、持ち出し品の準備について啓発していきます。

[家庭で用意することが望ましいもの]

### ○食料・飲料水の具体例

主食	レトルト食品（白米・白粥・五目御飯など）、アルファ化米、米、冷凍麺（うどん・そば等）、インスタント麺、パン、シリアル、ビスケット、アレルギー対応食など
主菜・副菜	缶詰（魚介類・肉類・野菜類・シチュー類）、レトルト食品（カレー・パスタソース）、乾燥食品（切り干し大根・干し椎茸・高野豆腐・ひじき・わかめ・昆布 など）、梅干・らっきょう・漬物 など
汁物	みそ汁、わかめスープ、コーンポタージュ など
調味料	砂糖、塩、みそ、しょうゆ、コンソメ など
嗜好品	あめ、チョコレート、ようかん、スナック菓子、果物缶詰、ふりかけ など
飲料水	ミネラルウォーター、お茶、スポーツドリンク、野菜ジュース、スキムミルク など
その他	粉ミルク（または液体ミルク）、離乳食、介護食 など

### ○資機材等の具体例

消耗品	携帯トイレ、紙おむつ、生理用品、トイレトーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、使い捨て食器類、割りばし、アルミ箔、ラップ、ジップパー付保存袋、耐熱性ポリ袋、ゴミ袋 など
生活用品	哺乳瓶、タオル類、洗面用具、口腔ケア用品 など
照明器具	懐中電灯、ランタン、ローソク など
燃料類	乾電池、カセットガスボンベ など
感染対策	マスク、消毒液、スリッパ など
その他	携帯用バッテリー、携帯ラジオ、使い捨てカイロ、カセットコンロ、なべ、常備薬、小銭、ヘルメット、軍手 など

[備蓄のポイント]

避難所等に避難する場合を想定し、備蓄品を2段階に設定・準備します。

ご家庭の事情に合わせ、準備するものを検討しておく必要があります。

○一次持ち出し品

すぐに持ち出すべき必要最小限の備えで、最初の1日に必要な物をリュック等に入れ、すぐに持ち出せる場所に置いておきます。

○二次持ち出し品

避難所等で避難生活を送る上で必要な物を、避難した後で少し余裕ができてから安全を確認して自宅に戻り持ち出しをします。あるいは、自宅で避難生活を送る場合に使用します。

6 事業者等による備蓄について

災害時、緊急車両の通行を妨げないよう、事業者等による従業員等の施設内待機により一斉帰宅に伴う混乱を回避することや、従業員等の安全を確保することは重要です。そのため、必要であれば、帰宅困難者を発生させないよう、安全が確認できるまでの間は施設内に従業員や来場者を待機させ、そのための事業者等による備蓄品の確保や従業員自身による備蓄品の用意が重要となります。

[事業者等で用意することが望ましいもの（具体例）]

食料・飲料水	従業員用 最低3日分（推奨1週間分）
生活用品等	医薬品、携帯トイレ、毛布、ブルーシート、テント、ヘルメット、乾電池、軍手、ラジオ、発電機・燃料、トイレトーパー等衛生用品、マスク、手指消毒液 など

[従業員（個人）が用意することが望ましいもの（具体例）]

服装等	防寒着、雨具、リュック、手袋、歩きやすい靴 など
携行品	地図、懐中電灯、携帯ラジオ、簡易食料、飲料水 など
その他	小銭、ビニール袋、ウェットティッシュ、使い捨てカイロ、生理用品 など

## 7 協定による物資の調達（流通備蓄）について

本市では、市民備蓄及び市の備蓄を補完する目的で様々な事業者や団体等と協定を締結し、災害時に必要な物資等を調達することとしています。

今後も協定の締結を推進し、協定先の拡充を図ります。

避難所で必要となる主な生活物資に関する協定は以下の通りです。

### ○避難所で必要となる主な生活物資に関する協定一覧（令和6年3月31日現在）

協定名	主な内容	協定先
災害時における食料品・生活必需品等の供給協力に関する協定	食料、生活必需品	森永製菓(株)中京工場、神杉酒造(株)、(株)ニッスイ安城工場、(株)フジコーポレーション、サンデイリー(株)、あいち中央農業協同組合、新安城商業開発(株)（アンディ）、(株)フィールコーポレーション、(株)ドミー（安城横山店）、安城液化ガス(協)、(株)イトーヨーカ堂
災害時における飲料水の供給に関する協定	飲料水	神杉酒造(株)、(株)ニッスイ安城工場、サンデイリー(株)、倉敷紡績(株)安城工場、新日本化学工業(株)、(株)イノアックコーポレーション安城事業所、(株)イノアックコーポレーション桜井事業所、愛三工業(株)安城工場
災害救助物資の緊急調達に関する協定	食料、飲料水	山崎製パン株式会社安城工場
災害救助物資の緊急調達に関する協定	食料、飲料水、生活必需品	(株)ヤマナカ安城フランテ館、ユニー(株)アピタ安城南店、ユニー(株)う り ー ず 37 三河安城店、ユニー(株)ピアゴ東栄店、ユニー(株)ピアゴ福釜店
災害時における食料品等の供給協力に関する協定		生活協同組合コープあいち 株式会社バローホールディングス
災害救助物資の緊急調達に関する協定	食料	株式会社ヤマコ
災害時における牛乳の供給協力に関する協定	牛乳	安城市牛乳販売協議会
災害時における医薬品、生活必需品等の供給協力に関する協定	医薬品、生活必需品	株式会社スギ薬局
災害時における協力に関する協定	毛布、タオル、医薬品等	安城災害対策建設協力会

協定名	主な内容	協定先
災害時における消火活動支援及び生活用水確保等に関する協定	生活用水	西三河生コンクリート協同組合
災害時における井戸水の供給に関する協定		安城市水道指定工事店協同組合
災害時における段ボール製品の供給等に関する協定	簡易ベッド他段ボール製品	刈谷紙器株式会社
		日本トーカンパッケージ株式会社愛知工場
		有限会社コジマ段ボール工業
災害時におけるレンタル機器等の賃貸借に関する協定	冷房器具、暖房器具等	有限会社恵光
災害時における建設資機材等の供給協力に関する協定	発電機、照明器具等の生活関連資機材、仮設トイレ等	日立建機日本株式会社中部支社愛知三重支店三河営業所
災害時簡易トイレ等の供給協力に関する協定	簡易トイレ、移動式仮設シャワー室	長竹道路株式会社
災害時における物資の供給に関する協定	仮設トイレ、ユニットハウス等	株式会社レックス・コーポレーション
災害時における物資供給等に関する協定	ユニットハウス等	協フロンティア株式会社

## 8 救援物資について

過去の災害では、一箇所に救援物資が大量に届けられ、仕分けの能力を超えたため、救援物資が山積になってしまったというケースも見受けられました。

その要因の一つとして、個人からの義援物資に多種多様の物が詰められて送られてくるため、その開封・仕分け作業に時間がかかったことが考えられます。

そこで、本市では自治体や団体等からの救援物資を優先し、災害発生直後は不特定多数からの小口の義援物資を原則受け取らないこととします。

全国から送られてくる救援物資は、原則として支援物資集積拠点（総合運動公園内（安城市新田町））において受領・保管・搬出を行います。

### ○救援物資に関する協定一覧（令和6年3月31日現在）

協定名	協定団体
衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定	碧南市、刈谷市、知立市、高浜市
安城市、砺波市災害時相互応援協定	砺波市
安城市、加賀市災害時相互応援協定	加賀市
災害時における相互応援に関する協定	多治見市、新城市、掛川市、飯田市
安城市、香取市災害時相互応援協定	香取市
西三河災害時相互応援協定	岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町
災害時相互応援に関する協定	日立市、小山市、新座市、東村山市、豊川市、西尾市

《主な内容》食料、飲料水、生活必需品、医療・防疫等に必要な物資等

# 別紙

備蓄品配備計画(令和6年3月末時点)		食料・水										生活必需品										トイレ・衛生用品										
取番人数	マンホールトイレ※	M・C・A無縁	食料	粉ミルク	哺乳瓶	飲料水(500ml)	給水袋	毛布	エアーマット等	乳児用コット	プライベートルーム	簡易ベッド	パーティション	ブルーシート	発電機	マンホールトイレ(車椅子)	マンホールトイレ(男性用小便器)	マンホールトイレ(一般)	簡易トイレ(車椅子)	簡易トイレ(一般)	携帯トイレ	トイレ用タンク	除菌消臭剤	トイレ用ペーパー	紙おむつ(子ども)	紙おむつ(大人)	尿取りパッド	おしりふき	生理用ナプキン	ウェットティッシュ	手指消毒液	
																																食
北都公民館	650	0	645	0	30	650	200	200	200	3	3	0	10	30	3	1	1	3	1	3	3,250	10	5	2	166	42	125	934	359	325	650	10
里町小学校	270	0	268	0	12	270	200	200	200	3	3	0	10	28	2	1	1	3	1	3	1,350	10	5	1	69	17	52	388	149	135	270	5
志貴小学校	200	0	199	0	12	200	200	200	200	3	3	0	10	21	2	1	1	3	1	3	1,000	10	5	1	51	13	38	287	110	100	200	5
安城北部小学校	410	0	407	0	18	410	200	200	200	3	3	0	10	30	2	1	1	3	1	3	2,050	10	5	2	105	26	79	591	226	205	410	5
東山中学校	800	0	794	0	36	800	200	200	200	3	3	0	10	30	3	1	1	3	1	3	4,000	10	5	2	205	51	154	1,153	442	400	800	10
作野公民館	300	0	298	0	15	300	200	200	200	3	3	0	10	30	3	1	1	3	1	3	1,500	10	5	1	77	19	58	433	166	150	300	5
今池小学校	270	0	268	0	12	270	200	200	200	3	3	0	10	28	2	1	1	3	1	3	1,350	10	5	1	69	17	52	388	149	135	270	5
作野小学校	270	0	268	0	12	270	200	200	200	3	3	0	10	28	2	1	1	3	1	3	1,350	10	5	1	69	17	52	388	149	135	270	5
梨の里小学校	390	0	387	0	18	390	200	200	200	3	3	0	10	30	2	1	1	3	1	3	1,950	10	5	1	100	25	75	563	215	195	390	5
篠目中学校	780	0	774	0	36	780	200	200	200	3	3	0	10	30	3	0	0	0	1	3	3,900	10	5	2	200	50	150	1,125	431	390	780	10
二本木公民館	310	0	308	0	15	310	200	200	200	3	3	0	10	30	3	1	1	3	1	3	1,550	10	5	1	80	20	60	450	171	155	310	5
二本木小学校	270	0	268	0	12	270	200	200	200	3	3	0	10	28	2	1	1	3	1	3	1,350	10	5	1	69	17	52	388	149	135	270	5
みその保育園	80	0	79	0	6	80	200	80	80	3	3	0	0	9	2	0	0	0	1	3	400	10	5	1	21	5	16	118	44	40	80	5
東部公民館	280	0	278	0	15	280	200	200	200	3	3	0	10	29	3	1	1	3	1	3	1,400	10	5	1	72	18	54	405	155	140	280	5
安城東部小学校	270	0	268	0	12	270	200	200	200	3	3	0	10	28	2	1	1	3	1	3	1,350	10	5	1	69	17	52	388	149	135	270	5
安城東高等学校	840	0	834	0	42	840	200	200	200	3	3	0	10	30	3	0	0	0	1	3	4,200	10	5	3	215	54	161	1,209	464	420	840	10
中部公民館	400	0	397	0	18	400	200	200	200	3	3	0	10	30	3	1	1	3	1	3	2,000	10	5	1	103	26	77	579	221	200	400	5
安城中部小学校	270	0	268	0	12	270	200	200	200	3	3	0	10	28	2	1	1	3	1	3	1,350	10	5	1	69	17	52	388	149	135	270	5
新田小学校	270	0	268	0	12	270	200	200	200	3	3	0	10	28	2	0	0	0	1	3	1,350	10	5	1	69	17	52	388	149	135	270	5
安城北中学校	810	0	804	0	36	810	200	200	200	3	3	0	10	30	3	1	1	3	1	3	4,050	10	5	2	207	52	155	1,164	447	405	810	10
安城市体育館	1,890	0	1,876	0	90	1,890	200	200	200	3	3	0	10	30	5	2	2	6	1	3	9,450	10	10	5	483	121	362	2,717	1,044	945	1,890	20
安城農林高等学校	570	0	566	0	30	570	200	200	200	3	3	0	10	30	3	0	0	0	1	3	2,850	10	5	2	146	37	110	821	315	285	570	10
青少年の家	220	0	218	0	12	220	200	200	200	3	3	0	10	23	2	1	1	3	1	3	1,100	10	5	1	57	14	43	321	122	110	220	5
安城市民交流センター	230	0	228	0	12	230	200	200	200	3	3	0	10	24	2	1	1	3	1	3	1,150	10	5	1	59	15	44	332	127	115	230	5
文化センター	560	0	556	0	30	560	200	200	200	3	3	0	10	30	3	1	1	3	1	3	2,800	10	5	2	143	36	107	804	309	280	560	10
桜町小学校	270	0	268	0	12	270	200	200	200	3	3	0	10	28	2	1	1	3	1	3	1,350	10	5	1	69	17	52	388	149	135	270	5
錦町小学校	350	0	347	0	18	350	200	200	200	3	3	0	10	30	2	1	1	3	1	3	1,750	10	5	1	90	23	68	506	193	175	350	5
昭林公民館	240	0	238	0	15	240	200	200	200	3	3	0	10	25	3	1	1	3	1	3	1,200	10	5	1	62	16	47	349	133	120	240	5
安城南中学校	800	0	794	0	36	800	200	200	200	3	3	0	10	30	3	1	1	3	1	3	4,000	10	5	2	205	51	154	1,153	442	400	800	10
赤松保育園	70	0	69	0	6	70	200	70	70	3	3	0	0	8	2	0	0	0	1	3	350	10	5	1	18	5	14	101	39	35	70	5
安城高等学校	720	0	715	0	36	720	200	200	200	3	3	0	10	30	3	0	0	0	1	3	3,600	10	5	2	184	46	138	1,035	398	360	720	10
安祥公民館	240	0	238	0	15	240	200	200	200	3	3	0	10	25	3	1	1	3	1	3	1,200	10	5	1	62	16	47	349	133	120	240	5
祥南小学校	270	0	268	0	12	270	200	200	200	3	3	0	10	28	2	0	0	0	1	3	1,350	10	5	1	69	17	52	388	149	135	270	5
安城南小学校	270	0	268	0	12	270	200	200	200	3	3	0	10	28	2	1	1	3	1	3	1,350	10	5	1	69	17	52	388	149	135	270	5
安祥中学校	800	0	794	0	36	800	200	200	200	3	3	0	10	30	3	1	1	3	1	3	4,000	10	5	2	205	51	154	1,153	442	400	800	10
ゆたか保育園	100	0	99	0	6	100	200	100	100	3	3	0	10	11	2	1	1	3	1	3	500	10	5	1	26	7	20	146	55	50	100	5
西部公民館	220	0	218	0	15	220	200	200	200	3	3	0	10	23	3	1	1	3	1	3	1,100	10	5	1	57	14	43	321	122	110	220	5
安城西小学校	250	0	248	0	12	250	200	200	200	3	3	0	10	26	2	1	1	3	1	3	1,250	10	5	1	64	16	48	360	138	125	250	5
高瀬小学校	270	0	268	0	12	270	200	200	200	3	3	0	10	28	2	1	1	3	1	3	1,350	10	5	1	69	17	52	388	149	135	270	5
三河安城小学校	360	0	357	0	18	360	200	200	200	3	3	0	10	30	2	1	1	3	1	3	1,800	10	5	1	92	23	69	518	199	180	360	5
安城西中学校	800	0	794	0	36	800	200	200	200	3	3	0	10	30	3	1	1	3	1	3	4,000	10	5	2	205	51	154	1,153	442	400	800	10
みのり保育園	100	0	99	0	6	100	200	100	100	3	3	0	10	11	2	1	1	3	1	3	500	10	5	1	26	7	20	146	55	50	100	5
えのきこも園	50	0	50	0	6	50	200	50	50	3	3	0	0	6	2	0	0	0														

## 参考 関係法規等

### 災害対策基本法（最終改正：令和5年6月16日）（抜粋）

（基本理念）

**第二条の二** 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであつても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。

（住民等の責務）

### 第七条

3 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

（避難所における生活環境の整備等）

**第八十六条の六** 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮）

**第八十六条の七** 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 防災基本計画（令和5年5月 中央防災会議）（抜粋）

#### 第1編 総則

#### 第2章 防災の基本理念及び施策の概要

○災害対策の実施に当たっては、国、地方公共団体及び指定公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、国及び地方公共団体を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

#### 第2編 各災害に共通する対策編

#### 第2章 災害応急対策

#### 第7節 物資の調達、供給活動

(2) 地方公共団体による物資の調達、供給

○被災地方公共団体は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調



達され引渡された物資について、被災者への供給を行うものとする。

○被災地方公共団体は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

### (3) 国による物資の調達、供給

○国は、被災地方公共団体が、被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送をする支援（以下「プッシュ型支援」という。）を開始するものとする。その際に、引き渡し場所より先の各指定避難所等までの配送体制の確保状況等に留意するものとする。

## **安城市地域防災計画（令和5年5月）（抜粋）**

《地震災害対策計画編》（風水害等災害対策計画編は「第10章」）

### 第3編 災害応急対策 第11章 水・食品・生活必需品等の供給

市は被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。必要量の確保が困難な場合には県等へ援助の要請をする。

さらに、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

## **大規模地震・津波災害応急対策対処方針（令和5年5月23日 中央防災会議幹事会）（抜粋）**

### 6 物資の調達

#### (4) プッシュ型支援による物資調達

##### 1) 対象品目

① プッシュ型支援により被災都道府県に供給する基本となる品目は、食料、毛布、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー、生理用品の8品目（以下、「基本8品目」という。）とし、被災者の命と生活環境に不可欠な必需品とする。また、感染症が流行している状況下においては、マスク、手指消毒剤、パーティションなど感染予防に必要な支援物資に配慮する。（以下省略）

##### 3) 基本8品目の必要量

- ① 大規模地震発生から3日間は家庭等の備蓄と被災地方公共団体における備蓄で対応することを想定し、国が行うプッシュ型支援は遅くとも大規模地震発生後3日目までに、必要となる物資が被災都道府県の広域物資輸送拠点に届くよう調整する。
- ② プッシュ型支援の必要量は、大規模地震発生後4日目から7日目までに必要となる量を見込む。

---

# 安城市備蓄計画

平成28年12月 策定

平成29年10月 改訂

令和6年3月 改訂

---